

審査基準

総合点について

- (1) 機能点に審査点及び価格点を加えたものを総合点とする。
- | | |
|----|---------------------------------------------------------------------|
| 配点 | 機能点 600点 |
| | 審査点 200点（企画提案書等及びプレゼンテーション） |
| | 価格点 200点 |
| | 合計 1000点 (市内事業者または準市内事業者には加点するが、機能点及び審査点の合計が480点未満の場合は加点しない) |
- (2) 機能確認書に基づき配点する機能点が360点未満または上位3社未満の場合は審査点及び価格点を考慮せず落選とする。
機能確認書に基づき配点する機能点が360点以上かつ上位3社の事業者のみプレゼンテーションを実施し、審査点及び価格点を加味した総合点で評価する。
- (3) 市内事業者(尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者)には総合点に5%を加算し、準市内事業者(尼崎市内に支店や営業所等を有し、事業活動を行っている事業者)には総合点に2.5%を加算した最終総合点の結果を以て、優先交渉権者をする。
- (4) 最終総合点が同点になった場合は選定会議に置いて協議し優先交渉権者を決定する。

機能点について

- (1) 各事業者が提出した機能確認書を基に配点を行う。
なお、将来開発予定等の不確定事項である場合は対応不可とし、対応可とするものはサービスリース(令和8年7月予定)までに実現できるものに限ること。
また、令和8年度は「見積額には含まれない別のカスタマイズにより対応可能なものの機能は尼崎が実装する可能性が低いが、令和9年度以降など今後の実装・拡張性等を見越し、評価に含め

配点	機能分類	事業者の回答	備考
10	重要機能	○(対応可)	見積額の範囲内(カスタマイズ含む)で対応可能なものの
5	重要機能	△(カスタマイズによって対応可)	見積額には含まれない別のカスタマイズにより対応可能なものの
0	重要機能	×(対応不可)	カスタマイズを問わず、対応が不可能なものの
5	希望機能	○(対応可)	見積額の範囲内(カスタマイズ含む)で対応可能なものの
2.5	希望機能	△(カスタマイズによって対応可)	見積額には含まれない別のカスタマイズにより対応可能なものの
0	希望機能	×(対応不可)	カスタマイズを問わず、対応が不可能なものの

審査点について

- (1) 別紙「評価項目」に沿って採点することとし、合計200点満点とする。
- (2) 各項目の得点について
ア 評価項目の各項目について、5段階で評価し、採点する。
1~5段階の評価項目は、以下のとおりとする。
特に劣っている・劣っている・普通・優れている・特に優れている
※最適な事業者を選定するために、機能点と審査点の合計が480点(6割)未満の提案者は本事業を受託するに値しないと判断し、落選とする。
※なお、機能点と審査点の合計が480点(6割)未満の提案者には市内事業者及び準市内事業者の加点は行わない。

価格点について

- (1) 令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)提案上限額:5,210,000円(税抜) 5,731,000円(税込)
令和9年度(令和8年4月～令和9年3月)提案上限額:3,720,000円(税抜) 4,092,000円(税込)
※提案上限価格について令和8年度は取引事業者向けの操作研修及び電話サポートを含むが、令和9年度は
※見積額が提案上限価格を超過した場合は失格とする。
- (2) 事業者の見積額(令和8年度と令和9年度の合算)のうち、最も金額が低い事業者の提案金額を満点(200点)とし、以下の式により価格点の計算を行う。
計算式: $200 \times (\text{最も金額が低い事業者の見積額}/\text{見積額})$ (小数点以下四捨五入)

別紙「評価基準」

項目番号	分類	提案内容・評価項目	配点	得点 特に劣っている・劣っている・普通・優れている・特に優れている
0	書類審査	機能確認書による評価(各機能の○・△・×評価)	600	
2	実績	提案事業者は類似業務において他自治体の豊富な実績があり、業務遂行の実現性があるか 尼崎市と契約締結後、業務実施体制に参画するメンバーは誠実かつ熱量が高く、豊富な実績や知識を有しているか。また、コミュニケーション力は問題ないか。		
4	システム概要・構成	API連携やCSVファイル連携以外の手法によって財務会計システムとの連携実績があるなど、連携実現性が期待できるか。		
6	システムの使いやすさ	画面構成・レイアウトが見やすく分かりやすく、ボタン操作、画面遷移等の操作性が優れているか。		
9	システムの使いやすさ	取引事業者にとって利用がしやすいか。また、取引事業者の利用実績が高いもしくは利用推奨策が優れているなど、取引事業者がシステムの利用率確保が期待できるか。 また、取引事業者が既に他の請求書等作成システム等を導入している場合でも、取引事業者が手間をかけることなく、本件システムを円滑に利用できる提案となっているか。		
10	システムの使いやすさ	取引事業者・市職員の双方にとって負担軽減または業務効率化に資する機能を有しているか。		
8	システムの使いやすさ	情報セキュリティリスクが抑制されるようなシステムや体制となっているか		
12	システム運用支援	障害発生時等に迅速に必要な障害対応ができる体制やリスクを想定した対処策が整っているか。		
15	システム運用支援	取引事業者・職員向けの操作方法等に関する研修、操作マニュアルの内容が充実しているか。 また、取引事業者・職員向けの問い合わせ窓口やサポート体制が充実しているか。		
16	費用対効果	導入後の運用関連費(追加設定費、改修費など)を軽減する提案となっているか。 *サービス自体のアップデート、機構改革への対応(設定変更作業費)を含む		
17	自由提案	本業務に係る業務スケジュールは具体的かつ、電子請求等システムの構築から運用までの一連の業務は職員負担が小さく、円滑なシステム稼働及び運用が期待できる内容となっているか。		
19	自由提案	仕様書以上に尼崎市にとって有益と考えられる提案となっているか。(自由提案項目の評価)		
プレゼンテーション等の審査小計			200	
20	費用	価格点(事業者の見積額のうち、最も金額が低い事業者の見積額を満点(200点)とし、金額に応じた減点方式) ※令和8年度と令和9年度の合算による算出	200	事業者の見積額のうち、最も金額が低い事業者の見積額を満点(200点)とし、価格点の計算を行う。 計算式: $200 \times (\text{最も金額が低い事業者の見積額} / \text{見積額})$ (小数点以下四捨五入)
合計			1000	